

議案第16号

沼田市勤労青少年体育センター設置及び管理条例を廃止する条例について

沼田市勤労青少年体育センター設置及び管理条例を別紙のとおり廃止する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市勤労青少年体育センター設置及び管理条例を廃止する条例

沼田市勤労青少年体育センター設置及び管理条例（平成15年条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。